

記者発表資料
令和4年6月20日
保健福祉部子育て社会推進課
担当 長谷川・佐藤
電話 022-211-2529

新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金に係る資料の誤送信について

仙台保健福祉事務所及び北部保健福祉事務所の職員が、管内の保育施設に補助金様式を送付する際に、誤って本来送信すべきでない補助金対象施設一覧表を送信した事例が6月17日に判明しました。

関係者の皆様に御心配と御迷惑をお掛けしましたことにつきまして、心からお詫び申し上げます。

記

1 内容

宮城県認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策推進事業費補助金（以下「当該補助金」という。）について、対象施設から消費税及び地方消費税仕入れ控除税額に係る報告書を提出してもらう必要があり、提出を促すため、子育て社会推進課から6月16日（木）午後1時03分に送付された電子メールを、下記の保健福祉事務所2か所が保育施設に転送した際に、報告書様式と併せて対象施設として添付されていたエクセルファイル（報告書様式のほか当該補助金の対象施設の一覧が添付）を送付したものの。

（1）仙台保健福祉事務所

<送信日時>令和4年6月16日（木） 午後4時29分頃

<送付箇所数>28施設

<エクセルファイルに記載されていた情報>

補助対象施設の名称、所在地、交付決定額、確定額

6月17日（金）（午後5時43分頃）に、子育て社会推進課からの電話連絡を受け担当職員自身が誤って送付したことに気づき発覚したものの。

（2）北部保健福祉事務所

<送信日時>令和4年6月17日（金） 午後3時05分頃

<送付箇所数>1施設

<エクセルファイルに記載されていた情報>

補助対象施設の名称、所在地、交付決定額、確定額

6月17日（金）のメール送付の直後（午後3時06分頃）に、担当職員自身が誤って送付したことに気づき発覚したものの。

※他の保健福祉事務所では、対象施設の一覧表を除いて送信済み又は送信伺いの決裁中であり、上記の事実は発生していない。

2 原因

当該補助金にかかる電子メールの添付ファイルの確認が不十分であったため、本来送信すべきでない添付ファイルも併せて転送したものの。

3 判明後の対応

(1) 仙台保健福祉事務所

担当職員が誤送信に気づいた後、送信先施設に連絡し、該当メールの削除を依頼した。また、依頼とは別に、速やかに対象施設を訪問し、誤送信を謝罪の上、パソコン上から誤送信した電子メールが削除されていることを確認することとしており、現在対応中。

(2) 北部保健福祉事務所

担当職員は、送信後直ぐに誤送信に気づき、直ちに当該保育施設に電話連絡し、当該メールを相手方が開封する前に削除を依頼した。

また、同日、当該保育施設を訪問し、誤送信を謝罪の上、施設のパソコン上から誤送信した電子メールが削除されていることを確認した。

4 再発防止策

(1) 発信側（子育て社会推進課）

転送すべきでない情報（例：今回の「対象施設一覧」）と転送可能な問い合わせ情報（例：照会文書や回答様式）を別のメールで送信するとともに、転送すべきでない情報を送信する際には、件名に「転送不可（照会の対象施設一覧）：件名」等の記載をすることで、注意喚起を図る。

(2) 受信→転送側（事務所）

電子メールを送信する際は添付ファイルを含め複数の職員でダブルチェックした上で送信する。また、今後このようなことが再び起きないように改めて注意喚起を行い、再発防止に努める。